

【よくある質問】入札参加資格申請に関する

Q & A集

- ① 共通事項
- ② 納税証明に関すること
- ③ 受注実績書に関すること
- ④ 建設工事請負の申請に関すること
- ⑤ 測量・建設コンサルタント等業務の申請に関すること
- ⑥ 物品・製造・その他委託業務・借上げ等の申請に関すること

① 共通事項

Q 1	申請書類は、正副の2部提出が必要ですか？
A 1	1部のみ提出してください。

Q 2	添付書類は、コピー(写し)でもいいですか？
A 2	申請提出書類一覧を参照してください。 なお、提出書類は全てA4サイズに統一し、A4サイズでない証明書等はA4用紙に貼付していただくか、原寸サイズでコピーしてください。

Q 3	受付票(返信用はがきに貼り付けたもの)の宛先を申請者と異なる名前・住所にしている ですか？
A 3	良いです。 ただし、宛名面には、申請者名も併記してください。

Q 4	申請契約業種の重複申請は可能ですか？
-----	--------------------

A 4	次の申請契約業種の組み合わせで重複申請が可能です。 ①「建設工事請負」と「物品・製造・その他委託業務・借上げ等」 ②「測量・建設コンサルタント等業務」と「物品・製造・その他委託業務・借上げ等」 なお、「建設工事請負」と「測量・建設コンサルタント等業務」の重複申請は出来ませんのでご注意ください。
-----	---

Q 5	重複申請をする場合、申請書類を2部提出する必要がありますか？
A 5	1部のみ提出してください。なお、申請に使用する書類は次のとおりとします。 ①「建設工事請負」と「物品・製造・その他委託業務・借上げ等」を重複申請する場合は、「建設工事請負」の申請書類。 ②「測量・建設コンサルタント等業務」と「物品・製造・その他委託業務・借上げ等」を重複申請する場合は、「測量・建設コンサルタント等業務」の申請書類。

Q 6	更新手続中の書類(建設工事・コンサルタントの各種許可証明書、現況報告書、登記事項証明書、経審通知書等)が受付期間に間に合わない場合はどうすればいいですか？
A 6	提出時点で直近の書類を一旦ご提出頂き、併せて「現在申請中である旨」及び「新しい書類の交付予定日」を記載したメモ等を同封してください。 その後、新しい書類が交付され次第、契約検査課あてに郵送又は持参してください。

Q 7	法人化して間がなく、法人用の書類が全て提出できない場合はどうすればいいですか？
A 7	法人で提出できる書類については法人用で提出してください。 なお、納税証明書や決算報告書等のように2年間分の提出ができない書類については、個人で営業していた際の書類と合算して2年間分を提出してください。

Q 8	入札参加資格台帳(様式4-1~4)の2.(1)「全職員数」は、在籍数又は就業数のどちらを記載すればいいですか？(出向や受け入れ等の扱いについて。) また、12月末で退職する者がいる場合はどうすればいいですか？
A 8	大まかな全体数で記載していただいて問題ありません。ただし、出向や受け入れ等については、横の空白に、「うち出向〇人」等と記載してください。 退職者については、その方を除いた数で記載してください。

Q 9	建設工事請負又は測量・建設コンサルタント等業務を「本社」で、物品・製造・その他委託業務・借上げ等を「支店」と別々で登録することは可能ですか？
A 9	別々で登録することはできません。

Q 10	登記上の会社所在地と実務上（建設業許可を受けている）の会社所在地が異なる場合は、どちらの会社所在地で申請すればいいですか？
A 10	実務上（建設業許可を受けている）の会社所在地が本市への登録先となります。ただし、申請書の記載にあたっては、以下の記載例を参考に、登記上の会社所在地も併記するようにしてください。 【記載例】 （登記上）東京都〇〇区〇〇1-1-1 大阪府△△市△△1-1-1

Q 11	メールアドレスがないのですが、登録しなくても構いませんか？
A 11	なくても登録は可能です。

② 納税証明に関すること

Q 1	本社、支店のいずれについても納税義務がある場合は、どちらの納税証明書を提出すればいいですか？
A 1	本市との契約先を本社とする場合は本社のものを、また受任者を設定し、支店等と契約する場合は支店等の納税証明書を提出してください。

Q 2	大阪府内で藤井寺市以外の地域にある本社から申請する場合、法人市民税の納税証明書は必要ですか？
A 2	不要です。 市内・準市内業者の場合のみ提出してください。（直近2年分）

Q 3	本社は府外、受任者(契約したい支店等)も府外だが、府内に支店等がある場合、府民税・市民税の納税証明書は必要ですか？
A 3	本市と契約する支店等が市外であれば必要ありません。

③ 受注実績書に関すること

Q 1	受注実績書は、任意(自社)様式又は工事経歴書でいいですか？
A 1	任意(自社)の様式又は工事経歴書で結構です。ただし、発注者・契約件名・契約内容・契約期間・契約金額は必ず記載してください。 なお、「測量・建設コンサルタント等業務」の受注実績書については、別の定めがありますので(③. Q 2)を参照してください。

Q 2	測量・建設コンサルタント等業務の申請において、別紙2の「受注実績書」を作成する必要はありますか？
A 2	申請契約業種を「測量」・「地質調査」・「建設コンサルタント」・「補償コンサルタント」とされる場合は、現況報告書等を提出いただき、別紙2の受注実績書を作成する必要はありません。 ただし、上記以外の契約業種も申請される場合は、別紙2の作成例を参考に受注実績書を作成してください。詳しくは、「書類作成上の注意＜測量・建設コンサルタント等業務用＞」をご確認ください。

Q 3	受注実績書等の契約金額は、税込み又は税抜きのどちらですか？
A 3	原則、税込みです。 税抜きで記載する際は、税抜きであることを明記してください。

Q 4	受注実績は未完のものを含めてもいいですか？
A 4	良いです。 その際は、未完であることを記載してください。

Q 5	直近2年間の受注実績について、会社の決算年度でもいいですか。
A 5	良いです。 その際は、会社の決算年度の日付けを記載してください。

Q 6	受注実績は、登録希望業種のものだけを提出するのですか？
A 6	登録希望業種以外のものを併せて提出していただいても結構です。

Q 7	物品・製造・その他委託業務・借上げ等の申請において、受注実績書を作成する際、「◎（第1希望）」以外の「○（第2希望以下）」の項目についても記載する必要がありますか？
A 7	記載してください。 その際は、何の実績なのか区別ができるようにわかりやすくしてください。

④ 建設工事請負の申請に関すること

Q 1	市内又は準市内業者として、新規に入札参加資格を登録した際、すぐに指名競争入札で指名していただけますか？
A 1	今回新規で登録される場合、原則として1年間は指名競争入札の指名対象とはしておりません。また、令和5・6年度登録業者の登録業種変更についても同様の扱いとしますのでご注意ください。

Q 2	前々回(令和3・4年度)は登録していたが、前回(令和5・6年度)は登録していなかった場合、新規の扱いとなりますか？
A 2	新規の扱いとなります。 なお、新規の扱いとなった際の対応については、(④. Q 1)を参照してください。

Q 3	前回(令和5・6年度)は「本社」で登録していたが、今回(令和7・8年度)は「支店」で登録する場合、新規の扱いとなりますか？
A 3	継続の扱いとなります。

Q 4	様式6「営業所について」の「3. 営業所の所有」で賃貸借の場合、賃貸借契約書(写し)が必要ですが、紛失し提出できない場合はどうすればいいですか？
A 4	賃貸借契約書(写し)は必須です。見つからない場合は、新たに契約をやりなおす等してください。

⑤ 測量・建設コンサルタント等業務の申請に関すること

Q 1	建設コンサルタントの契約業種細目にて、「港湾及び空港」・「電力土木」・「鉄道」・「森林土木」・「水産土木」・「トンネル」がありません。これらを選択したい場合はどうすればいいですか？
A 1	本市では、上記業種での発注見込みがないため、契約業種細目からは削除しています。選択できる業種細目からご選択ください。

Q 2	様式4-2-2(1)及び様式4-2-3(1)有資格者数で、記載のない資格についてはどうすればいいですか？
A 2	資格名欄の空白に資格の種類を記入の上、該当する人数を記入してください。

Q 3	様式4-2-2(3)業種別年間平均実績高で①～⑧に当てはまらない実績を計上することは可能ですか？
A 3	①～⑧に当てはまらないものも実績として取扱います。①～⑧のうち使用しない契約業種を「その他」に訂正して、実績を記入してください。

⑥ 物品・製造・その他委託業務・借上げ等の申請に関すること

Q 1	(様式4-5)「物品・製造・その他委託業務・借上げ等」に関する台帳の作成において、契約業種細目の中に自社の該当する業務(物品)内容がない場合どうすればいいですか？
A 1	一覧表の中で、最も類似する項目の「大分類(契約業種)」+「その他～(契約業種細目)」のコードを選択の上、「2. 取扱いの内容について」に具体的な内容を記載してください。

Q 2	「営業許可・登録に関する証明等」は必ず必要ですか？
-----	---------------------------

A 2	登録される業種に応じて必要となります。詳しくは、（別表）契約業種表中の『必要な資格又は登録の内容』欄を参照してください。 なお、記載されているもの以外で業務を行なうにあたって、受けている許可等があれば添付してください。
-----	---